大規模災害の犠牲者と首都圏斎場(火葬場)の対応能力

Victems in Large Disasters and Capacity of Crematoriums: Implications for the Tokyo Metropolitan Area

佐藤孝治^{*} Koji SATO

*神奈川大学経済学部

Faculty of Economics, Kanagawa University

Since large disasters such as Isewan Tayphoon and the Great Hanshin-Awaji Earthquake hit Japan, disaster victems were always major concern for the aftermath. However, decent and proper treatments were never established before the Great East Japan Earthquake occurred, in which death tolls were about 18,500 in the Tohoku area and crematoriums showed the lack of capacity. This paper discuss 1) victems in large disasters and capacity of crematoriums, 2) current conditions of crematoriums in the Tokyo Metropolitan area, and 3) policy implications for us.

Key Words : The Great Hanshin-Awaji Earthquake, The Great East Japan Earthquak, Disaster Victems, Crematorium

はじめに

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生により死者・ 行方不明者約 18,500 人という多大な犠牲者が出たが、 東日本大震災では、斎場施設の津波による被災、停電の 影響、施設(火葬炉)の数量的不足などにより、宮城県気 仙沼市、石巻市、女川町、東松島市、亘理町、山元町で は仮埋葬としての土葬が現実のものになった。

2013 年 12 月に中央防災会議・首都直下地震対策検討 ワーキンググループが公表した首都直下地震「最終報 告」では、都心南部直下地震により甚大な被害が発生、 建物の全壊棟数・焼失棟数は約 61 万棟、経済的な被害 は約 95 兆円、ライフラインや交通施設に甚大な被害、 首都中枢機能への深刻な影響、犠牲者が 16,000 人から 23,000 人にも及ぶということが想定されている¹。

本稿では、①大規模災害発生後の犠牲者に対する対応、 ②2013 年 10 月に実施した首都圏一都三県の斎場(火葬 場敷設)の聞き取り調査の結果に基づく首都圏斎場(火葬 場)の現状、③大規模災害と首都圏の対応能力について 検討し、今後の課題や問題点を明らかにしたい。なお、 首都圏斎場(火葬場)の聞き取り調査から約3年半という 時間が経っているが、今日まで首都圏斎場(火葬場)の現 状にはほとんど変化がないことは言うまでもない。

1. 大規模災害発生後の犠牲者に対する対応

(1) 阪神·淡路大震災

阪神・淡路大震災は、人口の集積した大都市圏で発生 した地震被害として、1923 年 9 月 1 日に発生した関東 大震災以来の被害をもたらした。1 月 17 日午前 5 時 46 分、冬の早朝に発生した阪神・淡路大震災によって、多 数の建物や住宅の倒壊、同時多発的な大規模火災、高速 道路や新幹線高架橋の倒壊、ライフラインの停止、犠牲 者 6,434 人(兵庫県、大阪府、京都府の合計)、行方不明 3 人という甚大な被害が生じ、大混乱が発生した。

多数の犠牲者が発生したことを受けて、厚生省(当時) は1月22日、阪神・淡路大震災によって死亡した被災 者に限り、埋火葬許可証がなくても遺体を火葬すること を認める特例措置を決定し、被災地の地方自治体へ通知 した²。これによって、大震災犠牲者の遺体処置が動き 出すようになったが、被災地斎場の能力などの点で被災 地での火葬には限界があった。被災した神戸市などの自 治体による他都市への火葬依頼が行われただけでなく、 犠牲者遺族の自己責任で県内の他都市や他の都府県への 遺体搬送による火葬が行われることになった。

神戸市内の市立斎場では地震による建物・設備等の被 害がほとんどなかったので、3 斎場の 51 炉を用いて 19 日より本格的な火葬業務が行われることになった。通常 時であれば、一般的に火葬炉は多い日で 2 回転、普通は 1 回転であるが、大震災による多数の犠牲者の発生とい う事態の中で、一日 3~4 回転の火葬業務が行われた。

大震災発生後、時間の経過とともに、犠牲者数は増加 の一途を辿っていった。神戸市内の犠牲者数は、最終的 には 4,319 人となり、神戸市内斎場の火葬能力(1日当 たり 51 炉×3 件=153 件)を大幅に上回ることが明らかに なった。神戸市では震災発生の早い段階から隣接する地 方自治体に対して、火葬の受け入れに関する協力依頼を 行っていたが、それでは不十分なことがすぐに分かり、 広域的な遺体搬送と斎場利用(火葬)が必要となった。

神戸市の犠牲者の火葬は、神戸市内、周辺の都市、県 外の斎場における対応によって2月8日でほぼ終了した。 犠牲者のうち、市内斎場での火葬が約6割、残り4割が 他都市斎場で、その内約4割以上が県外の斎場で火葬さ れた。遺体の火葬処理を引き受けたのは34都府県に達 し、東日本では東京都、宮城県、栃木県、西日本では宮 崎県、鹿児島県などが含まれていた。

(2) 東日本大震災

2011 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に発生した東日本大 震災は、M9 の巨大地震、大津波により東北から北関東 にかけて未曾有の被害をもたらした。大津波によって、 全壊 124,684 戸、半壊 275,077 戸という建築物被害が生 じた。また、福島第一原発の電源喪失によるメルトダウ ンという最悪の原発事故が引き起こされた。

2017 年 3 月 10 日現在、人的被害としては死者 15,893 人、行方不明者 2,553 人、合計 18,466 人、負傷者 6,152 人という数字(警察庁発表)が明らかになっている³。 東日本大震災では、非常に多数の津波犠牲者が出たこと により、阪神・淡路大震災の場合よりも犠牲者への対応 が困難であった。岩手県や宮城県の被災自治体の中では、 燃料の供給停止、停電による機能停止、津波による斎場 の被災(液状化被害)、道路網の寸断などで斎場が使用で きなくなったところもあったが、犠牲者数が斎場の対応 能力をはるかに上回っていたために、一時的な土葬=仮 埋葬を検討する自治体が多く出てきた。

釜石市などの岩手県沿岸部の被災自治体ではギリギリ のところで仮埋葬を回避することができたが、宮城県で は沿岸部の被災自治体で火葬がなかなか進まず、公衆衛 生上保全が困難な遺体を2年の期限で仮埋葬することが 検討され始めた。宮城県内では、震災直後、火葬場の被 災、停電、燃料不足などのために、県内の火葬能力が1 日 50~60 体程度に低下した⁴。

東日本大震災の犠牲者で、火葬能力の不足からやむを 得ず土葬された宮城県の遺体 2108 体の改葬は、2011 年 11 月 19 日で終了した。それは、東日本大震災が発生し てから実に 8 ヶ月後のことであった。東日本大震災では、 これまで見てきたように大規模災害による犠牲者への対 応として土葬=仮埋葬ということが宮城県で現実化した。 それは、津波による斎場施設の被災ということだけでな く、電力や燃料供給の滞りにより地域の火葬能力が大幅 に低下したことによる。

2. 首都圏斎場(火葬場)の現状と問題点

(1) 首都直下地震の被害想定

大規模災害でどのように対応したのかということは、 今後想定される広域的な大規模災害の発生を考えていく 上でも極めて重要なことである。どのように防災・減災 に取り組んでいこうとも、大規模災害によって発生する 被害や犠牲者を完全になくすことはできないからである。

中央防災会議が公表した首都直下地震に関する報告 「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」 (首都直下地震対策検討ワーキンググループ、2013 年 12 月)は、首都直下のM7クラスの地震および相模トラフ 沿いのM8クラスの地震が発生した場合の被害想定を明 らかにしたものである。首都直下のM7クラスの都心南 部直下地震により甚大な被害が発生、建物の全壊棟数・ 焼失棟数は約61万棟、経済的な被害は約95兆円、ライ フラインや交通施設に甚大な被害、首都中枢機能への深 刻な影響、犠牲者が16,000人~23,000人にも及ぶとい うことが想定されている。

甚大な被害と多数の犠牲者が出ることを想定する最終 報告の内容であるが、報告書のその後の部分を読んでみ ても、救急・救命活動と災害時医療や避難所の問題につ いての言及はあっても犠牲者への対応については完全に 空白のままで終わっている。

東京都や神奈川県では、近年、平常時でも斎場の不足 により火葬の遅れが一般化してきている。2012年に放 送された NHK のクローズアップ現代では、首都圏、な かでも東京や神奈川での火葬場の混雑問題を取り上げて いた⁵。同番組では、葬儀まで一週間以上待たされるこ とで戸惑う遺族の姿、高齢化に伴う死亡者の増加と火葬 場の混雑、10年間で30万人増加して126万人に達した 年間死亡者数(2038年には170万人に達する予測)などを 紹介していた。そこで提起されたことは、高齢化が進行 する中で平常時でも極めて深刻な問題となってきている 葬送の場の実態である。

(2) 首都圏の斎場(火葬場)の状況

東京都や神奈川県では、今日でも斎場・火葬場の混雑 が深刻な問題となっているが、首都圏の斎場・火葬場の 状況を見てみよう。首都圏(東京都・神奈川県・千葉 県・埼玉県)には火葬場・火葬場併設の斎場施設が87ヶ 所、合計で615 炉がある⁶。

①東京都

東京都には、火葬場・火葬場併設の斎場施設が 17 ヶ 所、合計で 164 炉が存在している。そのうち、区部(23 区)の施設としては、瑞江葬儀所(江戸川区、20 炉)、戸 田葬祭場(板橋区、15 炉)、町屋斎場(荒川区、12 炉)、 桐ヶ谷斎場(品川区、12 炉)、代々幡斎場(渋谷区、10 炉)、落合斎場(新宿区、10 炉)、四ツ木斎場(葛飾区、9 炉)、臨海斎場(大田区、8 炉)、堀之内斎場(杉並区、8 炉)の 9 ヶ所、合計 104 炉がある。後述するように、東 京都区部の斎場施設は、現状でも絶対的に不足しており、 大規模災害を考えると単なる斎場施設の増設では対応で きない問題を抱えている。

市郡部(島部を除く)の施設としては、日華斎場・多摩 火葬場(府中市、14 炉)、南多摩斎場(町田市、12 炉)、 八王子斎場(八王子市、8 炉)などの 8 ヶ所、合計 60 炉 がある。

2神奈川県

神奈川県には、火葬場・火葬場併設の斎場施設が 20 ヶ所、合計で 158 炉が存在している。横浜市の施設とし ては、横浜市北部斎場(緑区、16 炉)、久保山斎場(西区、 12 炉)、横浜市南部斎場(金沢区、10 炉)、西寺尾会堂 (神奈川区、8 炉)、横浜市戸塚斎場(戸塚区、6 炉)の 5 ヶ所、合計 52 炉がある。川崎市の施設としては、かわ さき北部斎苑(高津区、16 炉)、かわさき南部斎苑(川崎 区、12 炉)の 2 ヶ所、合計 28 炉がある。

横浜市、川崎市以外の施設としては、相模原市営斎場 (南区、11 炉)、横須賀市立中央斎場(横須賀市、10 炉)、 藤沢聖苑(藤沢市、8 炉)などの13 ヶ所、合計78 炉があ る。

③千葉県

千葉県には、火葬場・火葬場併設の斎場が 29 ヶ所、 合計で150 炉がある。千葉市の施設としては、千葉市斎 場(千葉市、16 炉)がある。その他の規模の大きな施設 としては、馬込斎場(船橋市、15 炉)、市川市斎場(市川 市、10 炉)、松戸市斎場(松戸市、10 炉)などがある。 ④埼玉県

埼玉県には、火葬場・火葬場併設の斎場が 21 ヶ所、 合計で 143 炉がある。さいたま市の施設としては、浦和 斎場(桜区、10 炉)、大宮聖苑(見沼区、10 炉)の 2 ヶ所、 合計 20 炉がある。その他の規模の大きな施設としては、 越谷市斎場(越谷市、14 炉)、所沢市斎場(所沢市、10 炉)、谷塚斎場(草加市、9 炉)などがある。

⑤首都圏の火葬炉当たりの人口

首都圏の火葬炉当たりの人口をまとめてみたのが表 「首都圏の火葬炉当たりの人口」である。東京都・神奈 川県・千葉県・埼玉県の四都県からなる首都圏は約 3,580万人の人口を抱えており、前述の調査によれば首 都圏には合計で615の火葬炉があるので、一火葬炉当た りの人口は58,206人である。四都県それぞれの火葬炉 当たりの人口では、東京都が突出して81,097人となっ ており、次いで神奈川県57,479人、埼玉県50,502人、 千葉県41,287人となっている。

さらに、詳細な内容を見ると、東京都 23 区が 87,293 人、横浜市 71,203 人、東京都の市町村(島部を除 く)70,364 人、相模原市 65,506 人、さいたま市 62,172 人、千葉市 60,253 人となっている。このように、東京 都 23 区、横浜市、東京都の市町村、相模原市における 火葬場の絶対的な不足が目立っている。東京都や横浜市 の場合は今日でも絶対数が不足しており、大規模災害の 発生時には極めて困難な状況に置かれることが想像でき る。

| | | (人口は2013年10月1日現在) | | | |
|----------|-------|-------------------|----------|--|--|
| 名 称 | 炉数 | 人口 | 人数/炉 | | |
| 横浜市 | 52 炉 | 3,702,551 人 | 71,203 人 | | |
| 川崎市 | 28 炉 | 1,448,196 人 | 51,721 人 | | |
| 相模原市 | 11 炉 | 720,570 人 | 65,506 人 | | |
| 市町村 | 67 炉 | 3,210,425 人 | 47,917 人 | | |
| 神奈川県計 | 158 炉 | 9,081,742 人 | 57,479 人 | | |
| 23 区 | 104 炉 | 9,078,445 人 | 87.293 人 | | |
| 市町村(除島部) | 60 炉 | 4,221,810 人 | 70,364 人 | | |
| 東京都計 | 164 炉 | 13,300,255 人 | 81,097 人 | | |
| 千葉市 | 16 炉 | 964,055 人 | 60,253 人 | | |
| 市町村 | 134 炉 | 5,228,939 人 | 39,022 人 | | |
| 千葉県計 | 150 炉 | 6,192,994 人 | 41,287 人 | | |
| さいたま市 | 20 炉 | 1,243,436 人 | 62,172 人 | | |
| 市町村 | 123 炉 | 5,978,370 人 | 48,604 人 | | |
| 埼玉県計 | 143 炉 | 7,221,806 人 | 50,502 人 | | |
| 首都圈合計 | 615 炉 | 35,796,797 人 | 58,206 人 | | |

首都圏の火葬炉当たりの人口

(人口は 2013 年 10 月 1 日現在)

【出所:神奈川大学佐藤孝治研究室調査、2013年10月】

(3) 首都圏に必要とされる火葬炉数

片岡佳美・中田友一の論文「火葬炉数から見た阪神・ 淡路大震災」によると、一般的に、4万人の都市で大体 1火葬炉以上あれば十分であると考えられる⁷。この点を 参考にすると、千葉県の市町村を除いた首都圏の火葬炉 数は圧倒的に不足している。首都圏にいくつの火葬炉が 必要かということを考えるために、片岡・中田論文に従 って、4万人に1炉という基準で計算すると、表「首都 圏で必要な火葬炉数」に示されている結果となった(例 えば、横浜市にとって必要な火葬炉数は 3,702,551人 ÷4万人=92.6(93炉)で計算した)。

| | | (人口は 2013 年 10 月 1 日現在) | | |
|----------|--------------|-------------------------|-------|-------|
| 名 称 | 人口 | 実際炉数 | 必要炉数 | 差 |
| 横浜市 | 3,702,551 人 | 52 炉 | 93 炉 | ▽ 41 |
| 川崎市 | 1,448,196 人 | 28 炉 | 36 炉 | ▽ 8 |
| 相模原市 | 720,570 人 | 11 炉 | 18 炉 | ▽ 7 |
| 市町村 | 3,210,425 人 | 67 炉 | 80 炉 | ▽ 13 |
| 神奈川県計 | 9,081,742 人 | 158 炉 | 227 炉 | ▽ 69 |
| 23 区 | 9,078,445 人 | 104 炉 | 227 炉 | ▽ 123 |
| 市町村(除島部) | 4,221,810 | 60 炉 | 105 炉 | ▽ 45 |
| 東京都計 | 13,300,255 人 | 164 炉 | 333 炉 | ▽ 169 |
| 千葉市 | 964,055 人 | 16 炉 | 24 炉 | ▽ 8 |
| 市町村 | 5,228,939 人 | 134 炉 | 131 炉 | 3 |
| 千葉県計 | 6,192,994 人 | 150 炉 | 155 炉 | ▽ 5 |
| さいたま市 | 1,243,436 人 | 20 炉 | 31 炉 | ⊽ 11 |
| 市町村 | 5,978,370 人 | 123 炉 | 149 炉 | ▽ 26 |
| 埼玉県計 | 7,221,806 人 | 143 炉 | 181 炉 | ▽ 38 |
| 首都圈合計 | 35,796,797 人 | 615 炉 | 895 炉 | ▽ 280 |

首都圏で必要な火葬炉数

(人口は 2012年 10日 1日 1日 11)

【出所:神奈川大学佐藤孝治研究室】

この表を見ると、首都圏全体では 280 炉の不足が明ら かとなっているが、都県別の内訳では、東京都▽169、 神奈川県▽69、埼玉県▽38、千葉県▽5 である。さらに 詳細な内容を見ると、東京都 23 区▽123、東京都の市町 村(島部を除く)▽45、横浜市▽41 となっており、東京 都(区部+市町村)と横浜市の絶対数の不足が顕著となっ ている。 前述の片岡・中田論文によると、火葬炉指数という指標(1 炉 1 年に 300 体を基準にして計算したもの)を導入 して検討した結果、「火葬炉指数から驚くようなことが わかる。それは、このたびの大震災で被災地となった神 戸市が 0.70 を持っており、全国的に考えても火葬炉数 に余裕があった」ということが指摘されている。

また、同論文では、「各炉数を3倍にした各斎場の最 大火葬可能数と、各斎場の1日の火葬数を比較すると、 1月19日から29日までの10日間は、すべて可能数を 超えている。これほど限度を超えて火葬しても追いつか ず、結局市外や県外での火葬に頼らざるを得なかったと いう苦労が見て取れる。他都市に比べて火葬炉数が多い 神戸市でも、このような状態にあった」⁸と指摘されて いる。

神戸市のような火葬炉数に余裕があった地方自治体に おいても、阪神・淡路大震災の発生後、犠牲者への対応 が著しく困難になったという事実である。

この点から、平常時においても、必要とされる火葬炉 数の絶対的不足が明らかな首都圏、なかでも東京都や横 浜市で、災害時にどのような事態が発生するのかという ことは想像に難くない。そのような事態は東日本大震災 をはるかに超えるものになることは間違いないだろう。

3. 大規模災害と首都圏の対応能力

(1) 調査結果から見えてきた現実

阪神・淡路大震災と東日本大震災における犠牲者への 対応、首都圏の斎場・火葬場の現況分析から見えてきた ことは、東京都(区部+市町村)や横浜市などにおける火 葬炉の絶対数の不足が顕著となっている中で、首都直下 地震のような大規模災害が発生した場合には破綻状態に 陥る可能性が大きいことである。

また、第2章の首都圏斎場(火葬炉)の実数と必要とさ れる火葬炉数の比較で明らかになったように、首都圏の 4 都県にある火葬炉数は全部で 615 炉(2013 年 10 月調 査)であり、首都圏で必要とされる火葬炉数 895 炉との 間には 280 炉というとてつもない乖離がある⁹。つまり、 大規模災害による甚大な犠牲者の発生ということを想定 するまでもなく、高度成長期の地方から首都圏への団塊 の世代を中心とした人口移動と今日における人口の急激 な高齢化のもとで、首都圏の斎場・火葬場の供給不足問 題は既に顕在化している。

今後、高齢化の進展により死亡者数が急増してくると 平常時における火葬場の混雑問題がさらに深刻化して機 能麻痺に陥る可能性が大きい。首都圏における火葬炉の 絶対的な供給不足に関するデータにより、大規模災害が 発生した場合だけでなく、将来的には平常時においても 広域火葬の考え方のもとでの行政対応や日本財団の「葬 斎・火葬船」構想¹⁰のようなこれまでと抜本的に発想を 変えた取組みの具体化が必要になるということを示唆し ている。

将来的に首都直下地震や南海トラフ地震のような大規 模災害が発生して多数の犠牲者が出るような事態になる と、中小規模の自治体ではその対応能力が失われ、公衆 衛生の維持が困難になるだろう。

(2) 首都圏の現状と広域火葬計画

阪神・淡路大震災による火葬状況は、現代社会で発生 する大規模災害では広域的な火葬を前提とせざるを得な いことを示している。

1) 国の広域火葬計画策定指針

阪神・淡路大震災後に広域的に火葬を行わざるを得な かったという実態を受けて、1997 年 11 月、厚生省(現 厚生労働省)は『広域火葬計画策定指針』を取りまとめ て通知した¹¹。

同策定指針によれば、災害時の火葬体制については、 1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の経験を 踏まえ、災害対策基本法に基づく防災基本計画が同年7 月18日に改定され、同計画において遺体の広域的な火 葬の実施についての項目が新設された。

これを受け、1996 年1月10日に厚生省防災業務計画 が改定され、都道府県は、近隣都道府県等と協力し、広 域的な観点から災害時における遺体の円滑な火葬を支援 するために、広域的な火葬に関する計画=広域火葬計画 の策定に努めることが求められることになった。一方、 市町村には、都道府県が策定した広域火葬計画に関して、 職員にあらかじめ十分に周知させ、災害時における遺体 の円滑な火葬の支援を準備するように求めた。

国の広域火葬計画の策定指針でいう「広域」とは、基本的に都道府県内の市町村間及び近隣都道府県間の範囲 を意味していたことが分かる。東日本大震災後に改訂された現在の防災業務計画でも表現こそ簡素化されている が、広域の範囲についての前提となる考え方に変化はない。

2) 神奈川県の広域火葬計画

神奈川県の地域防災計画第4節「保健衛生、防疫、遺 体の処理等に関する活動」の中で、神奈川県広域火葬計 画に沿って遺体の処理等を実施することを明記している。

具体的には、「市町村は、遺体の処理については、適 切な対応を取るため、神奈川県広域火葬計画に定める 「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドラ イン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保 存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、そ の衛生状態に配慮し・・・また、必要に応じて、神奈川県 広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得 て、広域的な火葬の実施」¹²に努めると定められている。

なお、神奈川県は、2014 年 3 月、広域火葬計画の実 効性を高めるために、神奈川県葬祭業協同組合・全日本 葬祭業協同組合連合会との間で「災害時における棺及び 葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関する協定」¹³を 締結した。これは、神奈川県内において災害救助法が適 用された災害により多数の遺体が発生した場合、前述の 団体に対して、①棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の 役務の提供、②遺体の搬送等の協力、を求めるものとな っている。

大規模災害の発生により多数の犠牲者が出ることを想 定すると、このように広域火葬計画を策定し、民間事業 者との間で災害時の対応に関する協定を締結することは 当然の方向であるが、東京都や神奈川県では、大規模災 害が発生した場合、これまで検討してきたような内容か ら考えて十分に対応できるのかどうか強い疑問が残る。

4. まとめ

冬場以外の条件の悪い季節に大規模災害が発生するという事態を想定すると、首都圏の現状ではより迅速な遺体搬送と火葬による遺体処理が必要になることは明らかであり、広域火葬計画に沿った円滑かつ適切な対応が求められるが、果たして国や都県などの広域火葬計画が現実の中で十分に機能するだろうか。

台湾の集集大地震(1999 年 9 月)で大量の遺体が冷凍 車に材木のように積み込まれて次々と輸送されるのを目 撃した研究仲間はその信じられないような光景から受け た衝撃を今でも忘れられないと話していた。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の場合、気温が低い 寒冷期に発生したが、9月1日に発生した1923年の関 東大震災のように、季節条件によっては高温によって遺 体の腐敗が急速に進行する可能性もあり、斎場・火葬場 施設の絶対的不足やそれらの施設の被災の可能性により、 犠牲者への対応だけでなく、衛生環境の悪化などにより、 地域社会にとって極めて困難な状況が生まれると考えら れる。

しかも、東日本大震災後の宮城県のように、犠牲者の 取り扱いについて仮埋葬としての土葬の可能性が出てき ても、首都圏では仮埋葬の場所が不足する可能性が大き い。そのため、甚大な被害規模から考えても、犠牲者を 巡って阪神・淡路大震災や東日本大震災を上回る混乱が 生じる可能性が大きい。

普段、斎場(火葬場)という施設は地域の迷惑施設と位 置づけられることが多いが、斎場は大規模災害時の公衆 衛生や慰霊にとって不可欠なインフラ施設(公共財)でも ある。私たち日本人には、歴史的に、考えたくないこと や想像したくないことは起こらないと思い込む傾向があ ることを忘れるべきではない。

¹ 中央防災会議・首都直下地震対策検討ワーキンググル ープ、『首都直下地震の被害想定と対策について(最終 報告)』、内閣府、2013 年 12 月。

² 1.17 神戸の教訓を伝える会、『阪神・淡路大震災被災 地"神戸"の記録』、ぎょうせい、1996 年、18 頁。

- ³ 緊急災害対策本部、『平成 23 年 (2011 年) 東北地方太 平洋沖地震(東日本大震災)について』、内閣府、2017 年 3 月。
- ⁴ 読売新聞、『火葬できず土葬された遺体の「改葬」終 了へ』、2011 年 11 月 19 日。

⁵ NHK・クローズアップ現代、「お葬式が出せない ど うする葬送の場」、2012 年 12 月 5 日放送。

⁶ 首都圏の火葬場・火葬場併設の斎場の状況については、 2013 年 10 月に佐藤孝治研究室が電話により調査したも のである。人口については、斎場・火葬場の電話による 調査時期と同じ 2013 年 10 月 1 日現在のデータを使用し た。

⁷ 片岡佳美・中田友一、「火葬炉数から見た阪神・淡路 大震災」『中京大学教養論叢』第42巻第三号、中京大 学、2002年2月、453頁。

⁸同上、458頁。

⁹ 佐藤孝治、『大規模災害と犠牲者への対応-首都圏斎 場の能力と課題』(ブックレット・暫定版)、公益社団神 奈川県地方自治研究センター、2016 年 11 月。

¹⁰日本財団、『「葬斎・火葬船」構想調査委員会 調査 報告書:最愛の方のための「葬斎・火葬船"そうまる"」 の提案』、2008年3月。

¹¹ 厚生省、「広域火葬計画の策定について」『厚生省防 災業務計画』、厚生省・衛企第 162 号、1997 年 11 月 13 日、141-144 頁。

¹² 神奈川県安全衛生局、『神奈川県地域防災計画(地震 災害対策計画)』、神奈川県、2012 年 4 月、138 頁。

¹³ 神奈川県記者発表資料、「災害時における葬祭用品の 供給等に関する協定を締結しました」、神奈川県、2014 年3月26日。